

## 入札公告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

令和8年(2026年)4月7日

下関市長 前田 晋太郎

### 記

- 1 業務名 ウォーターフロントエリアにおける官民連携による新たなにぎわい創出に係る事業検討業務
- 2 業務場所 下関港ウォーターフロントエリア一円
- 3 業務概要 別添仕様書のとおり
- 4 業務期間 契約締結の日から令和9年3月26日まで
- 5 入札条件
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の「調査・分析」に登録があること。
  - (3) 平成28年度以降に、臨港地区における民間活力導入に係る検討業務について、官公庁との受託実績を複数有する者であること。
  - (4) この公告の日から本業務委託の開札の日までに、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
  - (6) 本委託業務に係る入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。
- 6 契約条項を示す場所及び日時
  - (1) 場所 下関市ホームページ
  - (2) 期間 公告日から令和8年4月14日（火）17時15分まで
- 7 申請方法

- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加資格確認申請書」(様式1)に、入札条件(3)、(5)、(8)の内容が確認できる書類を添付し、持参又は書留郵便の他発送事実を証することができる方法により郵送すること。
- (2) 入札参加資格の審査結果は、入札参加資格確認通知書(様式2)で通知する。なお、入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格確認通知書を受けた日の翌日(休日の場合はその翌日)までに書面を港湾局経営課に持参することにより、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

## 8 申請書提出期限

令和8年4月14日(火)17時15分まで(必着)とする。なお、申請書及び添付書類が不備の場合、また申請期間を経過した場合は受理しない。

## 9 質問の方法

- (1) 本業務内容の質問は、ファクシミリによること。  
下関市港湾局経営課  
FAX番号 083-233-0860
- (2) 質問の受付期限は、令和8年4月10日(金)17時15分までとする。
- (3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。

## 10 入札方法

- (1) 入札者は、入札書(様式3)に必要な事項を記入し、記名押印の上、これを封筒に入れて、下記11に示す入札の場所及び日時に提出すること。
- (2) 郵便による入札は認めない。
- (3) 落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 代理人による入札の場合、委任状(様式4)を提出すること。
- (5) 入札場所への入場は、1入札者(個人、法人を問わない。)につき、1名までとする。

## 11 入札の場所及び日時

- (1) 場所 下関市港湾局会議室  
下関市東大和町一丁目10番50号  
下関港国際ターミナル3F 会議室
- (2) 日時 令和8年4月21日(火)14時00分

## 12 入札保証金

下関市契約規則による。納付の要否及び方法等については、入札参加資格確認通

知書（様式2）と併せて通知する。

### 13 その他

- (1) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。
- (2) 入札参加資格確認申請に係る費用は全て申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返却しない。
- (3) 入札参加者が、開札日までに入札に関する条件を満たさなくなったときは、入札に参加することはできない。
- (4) 入札に参加する資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 次に掲げるもののいずれかに該当する入札は無効とする。
  - ア 入札保証金の納付が必要な場合において、入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの
  - イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの
  - ウ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの
  - エ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの
  - オ 同一人が同一事項に対して2通以上したもの
  - カ 虚偽の申請を行った者のしたもの
  - キ 金額を訂正した入札書によるもの
  - ク 明らかに連合によると認められるもの
- (6) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは入札を中止し、または延期する場合がある。
- (7) 落札者が、契約までに入札に関する条件を満たさなくなったときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。